

- イ 建物等の警備、清掃、衛生業務の日常点検及び指導
- ウ 建物等の防火管理、消防計画及び訓練
- エ 施設利用者の安全確保及び緊急時の対応等の安全管理

しかし、県は、建物等の点検、検査等の実施状況を把握していない。これらの中には、法定点検等も含まれており、施設の所有者として当然把握しておかなければならないことである。

監査結果

体育施設管理委託契約の実績報告書（平成 18 年 5 月 2 日提出）に、委託内容に含まれていない県立武道館の実績が記載されている。

しかし、契約は別であり、実績報告書は契約の単位ごとに提出されたい。

監査結果

体育施設管理委託の内容に、体育館等の建物等の維持管理に関することとして、建物等の適正な管理、点検、検査、測定及び記録等を委託している。

しかし、県は、建物等の点検、検査等の実施状況を把握していない。これらの中には、設備の法定点検等も含まれており、施設の所有者として当然把握しておかなければならないことである。

2 4 秋田県英語能力判定テストを受けなかった生徒に対するフォローについて

事業名	秋田県英語能力判定テスト作成・分析業務等委託
契約者名	財団法人日本英語検定協会
契約額	22,911 千円
随意契約理由	財団法人日本英語検定協会は、設立以来延べ 6,900 万人が受験している実用英語技能検定（英検）を主催しており、豊富なデータと秋田県の生徒の英語力向上に結びつけることができる良質な問題作成のノウハウを持っている団体のため。

秋田県では、次代を担う子どもに期待する能力として、実践的な英語力とコンピュータ活用能力を掲げており、その方針に基づいて、中学校卒業時に英語検定 3 級程度、高校卒業時に英語検定準 2 級程度の実践的なコミュニケーション能力を身に付けさせるため、財団法人日本英語検定協会（以下、「協会」という。）に英語能力判定テスト作成・分析業務及び生徒、教員への研修業務を委託している。

各学校で、協会が作成した英語能力判定テストを実施、分析することで、生徒それぞれの能力と受験すべき級を把握し、事後の指導に役立てている。

委託料の積算は、英語能力判定テスト作成・分析業務については、受験対象生徒数に問題作成・分析費単価を乗じて算定されており、平成 17 年度では、480 円の単価に対し、43,080 人の生徒数で算定されていた。

この 43,080 人の生徒数は、学校に在籍する生徒数であり、仮にテストを受けない生徒がいても、問題作成とデータ処理に要する協会の手間は変わらないため、委託料は減額されないことになっている。

平成 17 年度で実際にテストを受けた生徒数は 40,975 人であり、2,105 人は何らかの事情でテストを受けなかった。

意見

秋田県英語能力判定テストを何らかの事情で受けることができなかった生徒のために、別途日を設けて受けさせるなど、県は、各学校に対する具体的なフォローについて指示することが望ましい。

2 5 青少年交流センター維持業務委託について

事業名	青少年交流センター維持業務委託
契約者名	財団法人秋田県青年会館
契約額	52,080 千円
随意契約理由	青少年交流センター条例第 8 条により体育施設及び宿泊施設の管理を財団法人秋田県青年会館に委託しているため単独随意契約とする。
指定管理者	平成 18 年度からは完全利用料金制による指定管理者制度。

(1) 平成 17 年度の委託業務について

青少年交流センター維持業務委託は、青少年交流センターの宿泊施設以外の建物の管理及び使用料の徴収事務について財団法人秋田県青年会館に委託するものである。この他、秋田県は、財団法人秋田県青年会館に対して青少年交流センターの宿泊施設について、承認利用料金制による管理委託を行っている（平成 18 年度からは完全利用料金制による指定管理者委託をしている。）。

ここで、平成 17 年度の財団法人秋田県青年会館の決算書をみると、平成 17 年から 18 年にかけての燃料費の高騰による事業費の増加額のうち、県が補正予算の増額により対応できなかったもの（3 月分）について、宿泊施設以外の委託業務を計上する受託特別会計で支出せず、宿泊施設の委託業務を計上する宿泊特別会計から全て支出し、この操作により受託特別会計の当期収支差額はほぼ収支均衡に、宿泊特別会計の収支が赤字となっている。

このことは、青年会館の年々縮小される予算に対する対処の希薄さもあるが、結果として青年会館が外部要因の変化による損失を被っていることになる。

(2) 青少年交流センターが抱える課題について

この青少年交流センターの政策目的は、青少年に対する教育、社会教育のために施設を利用することであるが、宿泊料金は条例により定められ、宿泊単価の安い青少年人数が増加しても、宿泊単価の高い協定料金人数が減ると、結果的に減収となるという構造的な問題がある。

さらに、稼働率が低い場合に、一般利用者を増加することにより収入を増加させることが考えられるが、公共教育施設という性格上、青年会館が努力して収入を増加させる余地が少ないと考えられる。

(表) 青少年交流センターの宿泊者数

	平成 16 年度	平成 17 年度	備考
収入	65,433 千円	61,814 千円	
宿泊者数	21,186 人	20,914 人	
うち、青少年人数	11,750 人	12,901 人	単価 2,100 円
うち、協定料金人数	4,013 人	2,531 人	単価 3,675 円～4,725 円
うち、一般人数	4,828 人	4,754 人	単価 3,465 円～5,775 円

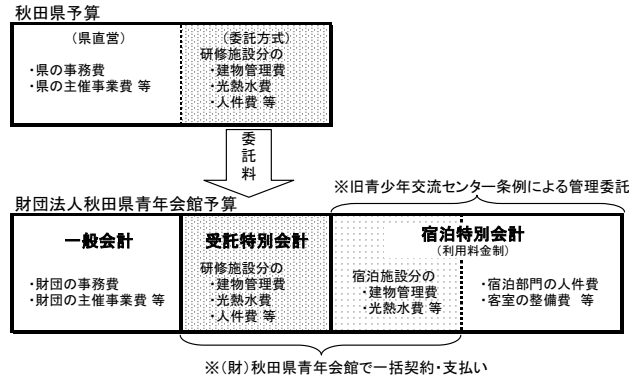
(3) 今後の青少年交流センターの運営について

平成 18 年度からは受託事業であった施設の維持管理は、青少年教育を行うために社会教育主事を置いていることなどから県が直営で行う一方で、宿泊施設については指定管理者制度を導入し、財団法人秋田県青年会館が指定管理者として宿泊施設を運営している。

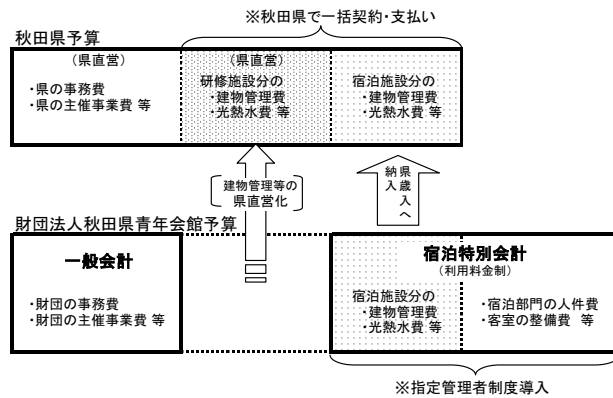
しかし、青少年交流センター全体の観点からは、現在のように建物の管理と宿泊事業を分けて運営することは必ずしも効率的でなく、指定管理者制度の導入方法又は業務の委託方法に工夫の余地があると考えられる。

秋田県青少年交流センターの維持経費について

■平成17年度まで



■平成18年度以降



意見

青少年交流センター全体の観点からは、現在のように建物の管理と宿泊事業を分けて運営することは必ずしも効率的でなく、指定管理者制度の導入方法又は業務の委託方法に工夫の余地があると考えられる。

よって、青少年交流センターの運営に関して、青少年教育も含めた全ての業務について指定管理者制度を導入するなど、効率的な運営が可能となる方策を検討されたい。また、青少年交流センターの宿泊料金のあり方を含め、政策目的を達成しつつ安定的な経営が可能となるよう制度のあり方を検討されたい。

2 6 交通事故防止業務委託の地区ごとの予算配分について

事業名	交通事故防止業務委託
契約者名	社団法人秋田県交通安全協会
契約額	7,560 千円
随意契約理由	組織的に、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止の活動ができる唯一の機関であるため。

秋田県は、県内の交通事故防止のための施策として、社団法人秋田県交通安全協会（以下、「協会」という。）に交通事故防止業務を委託している。

委託内容は、主として、春・秋の全国交通安全運動及び夏・年末の交通安全県民総ぐるみ運動期間中における街頭監視、誘導、家庭訪問、反射材の配布、飲酒運転防止のための飲食店訪問、各種広報活動、各種研修会及び講習会の実施等であり、平成 17 年度の交通事故防止業務委託実績は表のとおりであった。

交通事故防止業務の中心である街頭活動、夜間パトロール及び家庭訪問活動などの「交通安全活動の推進」に係る経費が、県内の増田、矢島及び二ツ井・藤里地区では 7 万円から 8 万円程度と他の地域に比較して低く、活動内容に地域的な偏りが大きいと思われる。

交通事故防止業務の県内各地域への予算配分は、それぞれの地域における事故発生件数や交通量の度合など、リスク要因を分析した上で、県が積極的に関与し指示すべきところであるが、協会に任せたままで、結果的に地域の実情に応じた適切な実施内容であったかを含めた事業効果の検証が十分になされていない。

(表) 平成 17 年度交通事故防止業務委託実績

(単位：円)

区 分 地 区	委託金額	交通安全活動 の推進	研修会の開催	安全教育の 推進 (2 輪車実 技指導講習)
鹿 角	281,000	281,000	0	0
比 内	174,000	174,000	0	0
大 館	402,000	361,653	40,347	0
鷹 巣	181,000	161,000	20,000	0
阿仁部	194,000	114,000	80,000	0
二ツ井・藤里	169,000	85,000	84,000	0
能代・山本	462,000	232,000	230,000	0
五城目	275,000	245,000	30,000	0
男 鹿	335,000	335,000	0	0
秋田臨港	462,000	411,250	50,750	0
秋 田	1,149,000	479,000	478,000	192,000
本 荘	544,000	184,000	184,000	176,000
矢 島	141,000	71,000	70,000	0
仁賀保	208,000	190,000	18,000	0
大 曲	482,000	419,647	62,353	0
六 郷	202,000	180,000	22,000	0
角 館	461,000	161,000	160,000	140,000
横 手	455,000	395,800	59,200	0
増 田	140,000	70,000	70,000	0
湯 沢	362,000	182,000	180,000	0
羽 後	161,000	131,000	30,000	0
県協会	320,000	0	320,000	0
合計	7,560,000	4,863,350	2,188,650	508,000

意 見

交通事故防止業務の県内各地域への予算配分等は、委託先である社団法人秋田県交通安全協会に任されているが、秋田県は、県内の事故発件数や交通量の度合など、地域的なリスク要因の分析に基づいた合理的な事業内容を示した上で委託をし、さらに地域の実情に応じた適切な活動が行われたかどうかの事業効果の検証を行う必要がある。